## 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が本年 7月1日に施行され、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートします。国 は、3年間で集中的にこの制度の利用拡大を図るとしていますが、導入促進に向けて の環境整備は不十分です。

また、日本の再生可能エネルギー利用は、平成17年の水力発電を除いた実績では、電力消費全体に対する使用割合が0.9%と他国に比べて遅れており、消費電力に対するエネルギー源の多様化が急務となっています。

しかし、導入に当たっての課題として、風力発電における送電網整備の強化、太陽 光発電におけるメガソーラーの円滑な設置を可能とする農地法の整備、さらに家庭用 パネルの設置で発生する初期費用などが挙げられます。加えて、小水力発電導入時の 水利権の規制緩和や河川法の手続きの簡素化・迅速化なども求められています。

よって、国におかれては、再生可能エネルギーの導入促進と実効性ある買取制度に向け、下記のとおり十分な環境整備を図るよう強く要請します。

記

- 1 再生可能エネルギーの導入を促進するため、投資促進減税・補助金、省エネ・代替エネルギー減税などの拡充策を実施すること。
- 2 再生可能エネルギーの買取価格・期間の設定におけるルールを明確化し、長期的 な将来の見通しと展望に立った買取制度とすること。
- 3 再生可能エネルギー発電事業に係る各省庁の規制改革を促進するとともに、進捗 状況の管理のための独立機関等を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月25日

上田市議会議長 尾 島 勝